

# 第1回 箕面市支援教育充実検討委員会 近年の国の動向

2022年4月28日

国士館大学 非常勤講師 / 一般社団法人UNIVA 理事  
博士(障害科学)

野口 晃菜

# 近年の国の動向

## ① 教育全体の動向

- ・(文科省・中教審)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと, 協働的な学びの実現～(答申)(2021年1月)
- ・(内閣府) Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(案)(2022年4月1日)
- ・(経産省)産業構造審議会 教育イノベーション小委員会

## ② (文科省)特別支援教育の動向

- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 (2021年1月)
- ・障害のある子どもの教育支援の手引き(2021年6月)
- ・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告(2022年3月)

※その他にも…

- ・(文科省)令和の日本型教育を担う教師の在り方特別部会
- ・(文科省)特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議
- ・(文科省)義務教育9年間を見通した指導体制の在り方に関する検討会議  
など

# 「個別最適な学び」と「協働的な学び」

- 「個別最適な学び」

- 「指導の個別化」は一定の目標を全ての児童生徒が達成することを目指し、個々の児童生徒に応じて異なる方法等で学習を進めることであり、その中で児童生徒自身が自らの特徴やどのように学習を進めることが効果的であるかを学んでいくことなども含みます。
- 「学習の個性化」は個々の児童生徒の興味・関心等に応じた異なる目標に向けて、学習を深め、広げることを意味し、その中で児童生徒自身が自らどのような方向性で学習を進めていったら良いかを考えていくことなども含みます。

- 「協働的な学び」

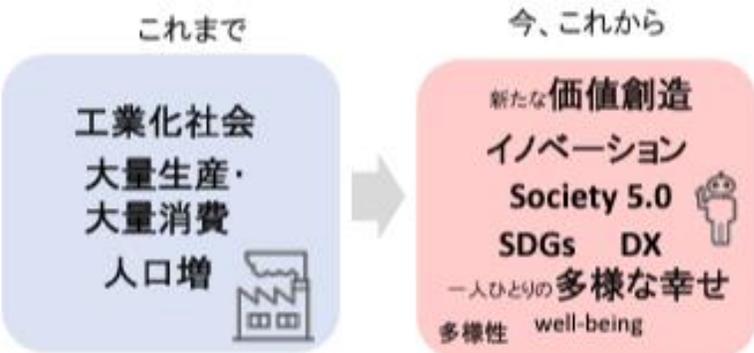
- 探究的な学習や体験活動などを通じ、子供同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/new-cs/senseioun/mext\\_01317.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/mext_01317.html)

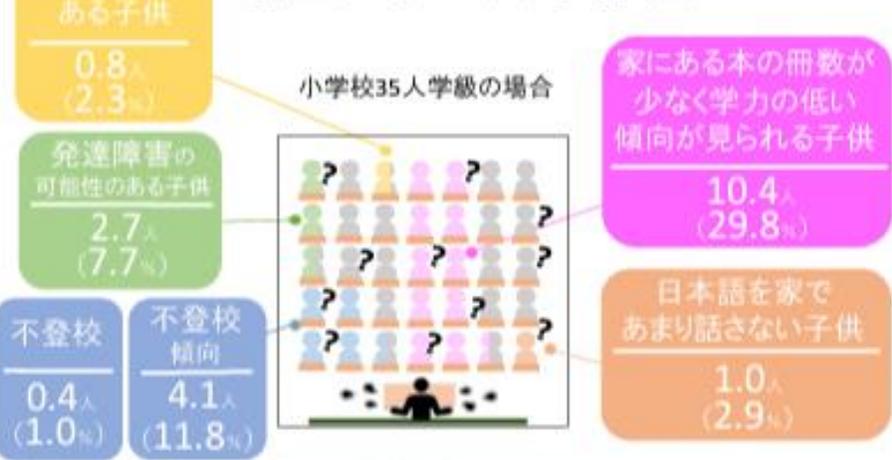
# 【概要】Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（案）

社会構造の変化の中で新しい価値を生み出すのは「人」  
 これからは人と違う特性や興味を持っていることが新しい価値創造・イノベーションの源泉  
 「well-being（一人ひとりの多様な幸せ）」を実現できる「創造性」あふれる社会に向けた学びへの転換が必要

## 社会構造の変化



## 教室の中にある多様性



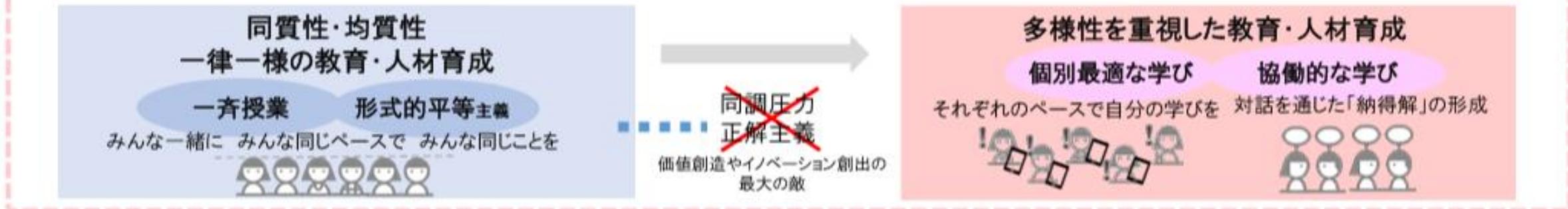
※子供の数の考え方・定義等については、本体系スライド10の出典と同様。

## バイアスのかかる理系の進路選択

上段：一学年あたりの人数 下段：一学年（男女別）あたりの割合 (例：一学年女子の○%)	男	女
OECD/PISA調査 15歳段階の科学的リテラシーの高成績者の	人数 約21万人 割合 40%	人数 約19万人 割合 37%
高校で理系を選択する	人数 約14万人 割合 27%	人数 約8万人 割合 16%
学士で理工農系を専攻する	人数 約9.4万人 割合 18%	人数 約2.6万人 割合 5%
修士で理工農系を専攻する	人数 約3.5万人 割合 7%	人数 約0.7万人 割合 1%

※一学年あたりの人数及び一学年（男女別）あたりの割合については、本体系スライド15の出典と同様。

## ＜教育・人材育成システムの転換の方向性＞



# 産業構造審議会 教育イノベーション小委員会

## これまでの議論の整理（全体像）

- これまでの2つのWGにおける有識者との議論を整理すると、教育DXで「未来の教室」を実現するためには、デジタルを活用した学びの場の「生まれ変わり」として3つの施策、その「生まれ変わり」を支える基盤として5つの施策に整理される。

		Before Digital（現状）	After Digital（目指す姿）
デジタルを活用した学びの場の「生まれ変わり」（教育DX）	① 時間・空間	一律・一斉の時間割に基づき授業を、規格化された校舎・教室で受講。	子どもたちは「マイ時間割」を組むようになり、校舎・教室以外の学びの「場」の選択肢も拡充。
	② 指導者・伴走者	児童生徒が出会える/共に学べる指導者・伴走者に多様性がない。	多様な人材が教育に参画し、興味・関心等に応じ、多様な指導者・伴走者を自由に組み合わせられる。
	③ カリキュラム・教材	カリキュラムは「教科」で縦割りで、使用される教材は「教科書」が中心である。	「探究」中心・教科横断のカリキュラムへと変わり、「教科書」を含む多様な教材を組み合わせられる。
「生まれ変わり」を支える基盤	④ 高信頼性組織づくり	複雑な状況をマネジメントできるよう、学校を「高信頼組織」に近付ける。 ・ 最上位目標の合意、手段選択の自由、謙虚なリーダーシップ、心理的安全性の確保等	
	⑤ 原資集め・見直し	学びの場が生まれ変わるために必要な「原資」を政府・自治体・学校の創意工夫で工面 ・ 政府による財政措置に加え、保護者の教育費負担の見直しや広告の活用等	
	⑥ 企業・大学等の次世代育成投資	企業・大学（研究機関等）が次世代育成に投資するためのインセンティブを設計する。 ・ 次世代育成に投資している企業の認定等	
	⑦ 高校/大学入試	学際的な探究活動に没頭した子どもたちを評価できる高校入試・大学入試へと変える。 ・ 子どもたちが自分自身のことを自分で選んだ言葉や方法で表現することを取り入れる等	
	⑧ デジタル基盤	生まれ変わり（Transformation）の基盤となるデジタル化（Digitalization）を確実に行う。 ・ PDS（Personal Data Store）の構築等	

産業構造審議会教育イノベーション小委員会 3月18日資料より

# 教育全体の動向：ポイント

- 全員が同じペースで同じ内容を同じ方法で学ぶ教育→一人ひとり異なることを前提とした教育へ転換
- デジタルの力を活用することでそれを可能とする環境整備をする

※特別支援教育においてはこれまで個別最適化された学びや教科横断的な教育課程の編成をしてきたため、これまで蓄積された知見を通常教育に活用することができる※

# 近年の国の動向

## ① 教育全体の動向

- ・(文科省・中教審)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す, 個別最適な学びと, 協働的な学びの実現～(答申)(2021年1月)
- ・(内閣府) Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ(案)(2022年4月1日)
- ・(経産省)産業構造審議会 教育イノベーション小委員会

## ② (文科省)特別支援教育の動向

- ・新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 (2021年1月)
- ・障害のある子どもの教育支援の手引き(2021年6月)
- ・特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告(2022年3月)

※その他にも…

- ・(文科省)令和の日本型教育を担う教師の在り方特別部会
- ・(文科省)特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議
- ・(文科省)義務教育9年間を見通した指導体制の在り方に関する検討会議  
など

# 有識者会議：基本的な考え方 「インクルーシブ教育システムの構築」

- ① 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- ② 障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進める。

これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現

# 就学先決定

- 本人や保護者への正確な情報提供
  - 基礎的環境整備
  - 障害者差別解消法
  - 学校における合理的配慮の意思表示手続き
- 学びの場は固定的ではなく柔軟に変更可
- 意向が合致しない場合にどうするか

# 障害のある子とない子が共に学ぶ

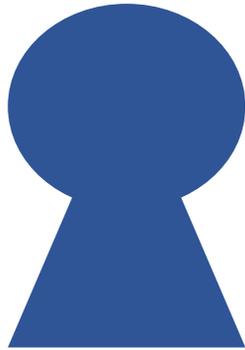
- 管理職のリーダーシップ
- 可能な限り交流及び共同学習
- 通常学級における多様な子どもがいることを前提とした学級づくり・授業づくり
  - ユニバーサルデザイン
  - 合理的配慮

# すべての教師に求められる専門性

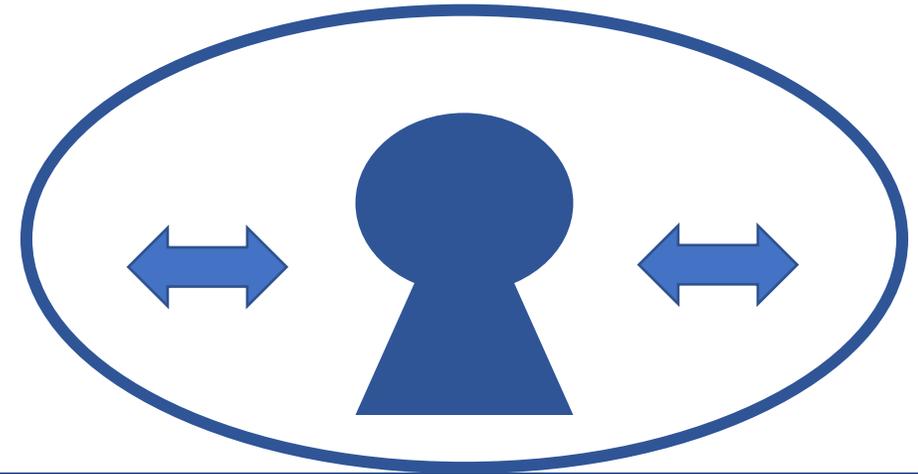
※詳細は「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告」（2022年3月）で確定

- 「社会モデル」を踏まえた「障害」の理解
- 多様なニーズのある子どもがいることを前提とした学級づくり・授業づくり
  - ユニバーサルデザイン
  - 合理的配慮

# 障害の医学モデルと社会モデル



個人の中に障害がある。  
障害に伴う問題の原因を「個人の障害（インペアメント）」に求め、障害のある人が社会に適応するためには、この個人の障害を治療したり、改善したり、目立たなくすることが必要（杉野，2014）



個人と社会環境の相互作用の中に障害がある。  
障害に伴う問題の原因を、社会の側が障害のある人を想定していないことに求め、障害のある人がいることを前提として環境の側を変えていくことが必要。

# 通級・支援学級担当教師に求められる専門性

- 特別な教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動を実践する力、障害のある児童生徒の保護者支援の方法、関係者間との連携の方法等に関する専門性の習得
- OJTを中心とした育成体制・オンラインの活用

# ICT活用

- ICTを介した個別の計画の共有・引継ぎ
- ICTを活用したコンサルテーション・オンラインケース会議

第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス

5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

## （4）特別支援学級と通級による指導について

### ① 特別支援学級と通級による指導等との関係について

（略）なお、小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外での特別な指導を行うことができることとなっている。このため、**例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討するべきである。**

### ② 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要である。そのため、特別支援学級の子供が、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要である。

また、**教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要である。**

**このような交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要である。**

なお、実施に当たっては、**特別支援学級において当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるよう、当該子供を担当する教員等が適切な指導を行いながら、実施する必要があり、指導体制が整わないまま実施することは不適切である。**（略）

## 7 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

### （3）就学先の決定

（略）より広域的な観点では、市区町村ごとに、就学先についての判断や考え方にばらつきがある状況は、子供一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという基本からは好ましいこととは言えず、このような状況を避けるためにも、**必要に応じて、都道府県教育委員会や特別支援学校は、市区町村教育委員会等の求めに応じた助言等を行うなどして判断の客観性を確保することが必要である。**

### 8 都道府県教育委員会等における教育相談体制の整備

（略）地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級等の学び場の判断について、**十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。**都道府県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、本手引に記載の内容や、域内の各市区町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の指導・助言を行うとともに、**就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことが求められる。**



現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。  
⇒ 特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に関わる教師を増やしていくことが必要。
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に関わる経験が無い。  
⇒ 多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。
- ・小学校等の特別支援学級の臨時的任用教員の割合は、学級担任全体における臨時的任用教員の割合の倍以上。  
⇒ 特別支援教育に関わる教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとはいえない状況。

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善 ※下記は現時点における調査項目の例

- 【養成】 ・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
- 【採用】 ・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
- 【キャリアパス】 ・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合  
・小学校等の校長の特別支援教育に関わる教職経験の有無
- 【研修】 ・免許を保有しない特別支援学校の教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況  
・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数  
・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④研修（校外）による専門性向上

- 初任者研修
- 中堅教諭等資質向上研修
- 主任研修、管理職研修 等

- NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）



スケジュール

- ・特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
  - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
  - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- ・上記以外の事項
  - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

# 箕面市

- 強み
  - 原則地域の学校→権利条約的には最先端
  - 管理職・すべての教員が障害のある子どもがいることが当たり前
  - 通常学級における工夫・合理的配慮のノウハウ豊富・連携方法のノウハウ豊富
- 国の制度との整合性をどうとるか？
  - 交流及び共同学習の時間数→半分以上の時間通常の学級にいる実態
    - 特別の教育課程を通常の学級で教えている場合の見解は？
  - 通級による指導の設置、活用（週8時間まで）
  - 自立活動の指導の位置づけ
- 解決の方向性
  - 通常学級における個別最適な学びなど、多様な子どもがいることを前提とした指導・支援の充実（これまでのノウハウを言語化、共有）
  - 通級による指導の拡充、活用
  - 通級による指導・支援学級対象児の判断プロセスの明確化